

町税等は納期限までに納めましょう

問合せ 税務課 管理担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住みよいまちづくりを行っています。町県民税や固定資産税などの町税は、皆さんの生活に関わりの深い行政サービスのために欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう、早めの納付をお願いします。

コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます

納税者の皆さんにコンビニエンスストアでも納めることができる納付書を郵送しています。

また、5月1日からPayPay(ペイペイ)やLINE Pay(ラインペイ)で町税等のスマートフォン納付が可能になりました。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

納めることができるのは、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料です。介護保険料は納めることができませんので、役場や金融機関等での納付をお願いします。



町ホームページ



【注意事項】

- 1件あたり30万円以上の納付書はコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでは使用できません。
- 納期限までに納付が無い場合には滞納になり、延滞金がかかる場合があります。

毎月第2日曜日の午前中に納税相談窓口を開設

平日開庁時間内に来庁できない方のために、毎月第2日曜日の午前8時30分から正午まで納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

町税等の納付は口座振替を

町税等の納付は納め忘れのない口座振替が便利です。一度口座振替の申込みをすると、自動的に口座から町税等が振り替えられ、毎年継続される便利な制度です。

預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書に必要事項を記入のうえ、税務課または金融機関の窓口でお申込みください。

令和3年度町税等納期限一覧

町・県民税 (普通徴収)	第1期	6月30日	国民健康 保険税	第1期	8月2日
	第2期	8月31日		第2期	8月31日
	第3期	11月1日		第3期	9月30日
	第4期	1月31日		第4期	11月1日
固定資産税	第1期	5月31日	介護保険料	第5期	11月30日
	第2期	8月2日	後期高齢者 医療保険料	第6期	1月4日
	第3期	9月30日		第7期	1月31日
	第4期	11月30日		第8期	2月28日
軽自動車税	全期	5月31日			

納税の相談はお早めに！

病気や失業などやむを得ない事情により納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

新しい議会正副議長を紹介します

問合せ 議会事務局 ☎0495-77-0707 FAX0495-77-5771

第3回神川町議会臨時会が5月7日(金)～12日(水)に開かれ、議長に清水敏信氏(渡瀬)、副議長に柴崎愛子氏(新里)が選出されました。

なお、町議会の各委員会の構成については、6月1日(火)発行の「議会だより」をご覧ください。



議長
清水 敏信 氏(渡瀬)



副議長
柴崎 愛子 氏(新里)

新しい監査委員を紹介します

問合せ 神川町監査委員事務局(総務課内) ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

5月12日(水)付で、監査委員に田中隆久氏(池田)が町長から任命されました。



議会選出委員
田中 隆久 氏(池田)



ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

失業特例を利用した国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」をご利用ください。本人・世帯主・配偶者の前年所得が審査され、その額に応じて免除区分に該当することがあります。

●失業特例制度

退職により現在は所得がないが、前年所得が基準額を超える場合は、失業特例による免除申請をご検討ください。

退職したことがわかる書類を添付することにより、本人・世帯主・配偶者のうち、退職された方については前年所得が無いものとして審査されるため、免除区分に該当する可能性が高くなります。

●失業特例に使用できる書類

雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険受給資格者証 など

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012
保険健康課 0495-77-2113
地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。

予約受付専用番号 **0570-05-4890**